官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件（原子力規制委一八）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三七）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一三八）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同一三九）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六八五）　四
○肥料を登録した件（同一六八六、一六八七）　四
〔国会事項〕
○登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
○登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
〔人事異動〕
内閣　七
国家公安委員会　警察庁　法務省　七
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
国家試験　八
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
〔公　告〕
諸事項　八
裁判所　八
会社その他　二六

法規的告示

○原子力規制委員会告示第十八号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十二日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
一般財団法人量子放射線利用振興協会	茨城県那珂郡東海村白方字白根二番地四	氏名又は名称を「一般財団法人放射線利用振興協会」から「一般財団法人量子放射線利用振興協会」とすること。	令和七年十月一日

その他告示

○法務省告示第百三十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月十二日

東京法務局所属　法務大臣　平口　洋

佐久間健吉

○法務省告示第百三十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十二日

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社チャイルドサポート

東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月三十日

○法務省告示第百三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十二日

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＫｅｎＲｉ

東京都中央区日本橋掘留町一丁目四番二号日本橋ノースクエア五階

認証年月日

令和七年十月三十日

法務大臣　平口　洋

○農林水産省告示第千六百八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,397.5トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,397.5トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	350.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	129.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	15.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	939.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,879.3トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	549.9
青森県	780.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	63.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	25.8

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,879.3トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,877.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,880.6
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○農林水産省告示第千六百八十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年九月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109698号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合燐加安H363	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109712号	液状肥料	亜りん酸入りPKMB	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109718号	汚泥肥料	すくすくグリーン	株式会社とませい	北海道苫小牧市柳町二丁目２番８号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109691号	液状肥料	AS―LR254	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第109693号	混合堆肥複合肥料	サスティー11―12―６	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109694号	化成肥料	ワンタッチ098	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109696号	化成肥料	UFグリーン428	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
生第109710号	液状肥料	AGRI SMILEバイオスティミュラント４号	株式会社AGRI SMILE	東京都千代田区神田小川町三丁目28番地５
生第109713号	液状肥料	イールドパワー　モデルM液肥	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109719号	液状肥料	DN179	株式会社ダイイチ	熊本県荒尾市増永1850番地
生第109725号	化成肥料	富士苦土入り高度化成肥料S888号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第109726号	化成肥料	日東高度化成118	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109732号	化成肥料	有機入り化成30号M	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第109733号	化成肥料	有機入り化成24号M	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号

生第109734号	化成肥料	NCTA有機入り複合888	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第109687号	硫酸アンモニア	硫安K21	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第109692号	りん酸加里	リン酸１カリウム	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
輸第109697号	魚かす粉末	６―11魚かす	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島県いちき串木野市大里2762番地
輸第109728号	混合加里肥料	混合加里肥料０－０－50	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109729号	化成肥料	燐安７号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109730号	化成肥料	燐安８号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109731号	化成肥料	燐安９号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千六百八十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年十月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109716号	液状肥料	OAT有機入り液肥416	OATアグリオ株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号
生第109736号	化成肥料	有機入り複合肥料B12号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109747号	汚泥肥料	かんとりースーパー秋田南	株式会社S＆Kあきた	秋田県横手市条理一丁目８番地28
生第109758号	化成肥料	苦土入り化成肥料300号	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
生第109761号	汚泥肥料	富士スラッジ堆肥	株式会社RNコンポスト	静岡県富士市今泉3441番地の６
輸第109717号	副産肥料	PSカル	サナテックシード株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109711号	液状肥料	FB微量要素液肥１号	株式会社フルビオ	東京都港区浜松町一丁目16番５号芝ビル３F
生第109737号	鉱さいけい酸質肥料	鉱さいけい酸質肥料１号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109740号	液状肥料	三洋液肥S	三洋化成工業株式会社	京都府京都市東山区一橋野本町11番地の１
生第109750号	液状肥料	DN185	株式会社ダイイチ	熊本県荒尾市増永1850番地
生第109754号	化成肥料	丸菱高度化成NS128号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第109760号	家庭園芸用複合肥料	ALAPK１号	豊田有機株式会社	静岡県袋井市高尾町１番地の２
輸第109714号	魚かす粉末	魚かすL	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第109720号	液状肥料	VITAスローKM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109722号	化成肥料	リン酸一加里	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109723号	被覆加里肥料	TGアンカーPolyon KM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109738号	副産肥料	S―EXTRACT LE２	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第109751号	化成肥料	有機入り化成H―21号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
輸第109752号	化成肥料	有機入り化成H―22号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
輸第109759号	化成肥料	UF化成16―７―11	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109762号	化成肥料	化成肥料30―０―５	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109763号	化成肥料	化成肥料36―０―３	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109764号	化成肥料	化成肥料40―０―３	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
外第109739号	被覆窒素肥料	Agrocote eqo. x ３－４M	Everris International B.V.	オランダ王国ヘールレン Nijverheidsweg 1―5, 6422PD
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問主意書（三角創太提出）

夜行列車の振興に関する質問主意書（八幡愛提出）

創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

ＡＩを自然言語で律することの限界に関する質問主意書（八幡愛提出）

質問書転送

十一月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する質問主意書

揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問主意書

朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問主意書

生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問主意書

訪問介護事業所への支援等に関する質問主意書

農業簿記の制度的支援に関する質問主意書

首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問主意書

病院と診療所の支援等に関する質問主意書

持続可能な保護司制度の確立に関する質問主意書

公益通報者保護法に関する質問主意書

「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問主意書

参議院

質問主意書転送

十一月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

ジェノサイドの罪の慣習国際法化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二八号）

アジア開発銀行（ＡＤＢ）の原発支援への方針転換に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二九号）

人事異動

内閣

（外務省経済局国際貿易課長）

外務事務官　佐藤　大輔

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（外務省大臣官房）外務事務官　松原　一樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十一月十日）

国家公安委員会

（警察庁警備局警備運用部長）

警視監　今村　剛

神奈川県警察本部長を命ずる（十月二十三日）

警察庁

（内閣官房内閣衛星情報センター次長）内閣事務官　安田　浩己

警視監に任命する

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）警視監　安田　浩己

辞職を承認する

（警察庁長官官房審議官（警備局担当））同　石川　泰三

警察庁警備局警備運用部長を命ずる

（警察庁長官官房付）同　鈴木　敏夫

警察庁長官官房審議官（警備局担当）を命ずる

（神奈川県警察本部長）同　和田　薫

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　和田　薫

内閣官房に出向させる（以上十月二十三日）

法務省

（東京地方検察庁立川支部長）

検事　加藤　雄三

新潟地方検察庁検事正に配置換する

（最高検察庁検事）同　小嶋　英夫

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる

東京地方検察庁立川支部長を命ずる

（新潟地方検察庁検事正）同　堀内　伸浩

辞職を承認する（以上十月三十一日）

官庁報告

官庁事項

登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター

二　登録海技免状更新講習事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル７階

株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪ中町ビル二階

株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地

株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内

株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　琉球新報開発ビル六階

株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル７階

株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪ中町ビル二階

株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十一月六日午後二時四十九分御出門、幕張メッセ国際会議場において開催された二〇二五年フォトニクス・電磁波工学研究に関するシンポジウム開会式に御臨席のため、千葉県千葉市へ行幸、同六時三十分還幸になった。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三重県において開催された第四十四回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月八日午前九時五十分御出門、同県へ行幸啓、同月九日午後九時五十三分還幸啓になった。

株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター

二　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター

二　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　株式会社　日本海洋資格センター

二　登録船舶職員養成施設事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル7階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　MJM中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目１１番５号　アサコ博多ビル７階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町１番１１５号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番１号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜１丁目三十１番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター

二　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目１１番５号　アサコ博多ビル７階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町１番１１５号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番１号　琉球新報開発ビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜１丁目三十１番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目１１番５号　アサコ博多ビル７階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町１番１１５号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番１号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜１丁目三十１番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和七年七月一日

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年11月12日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	道路の種類	路線名
長野市小島田町字頗気沖983番１から同市青木島町大塚字南175番１までの上下線	一般国道	18号
長野市青木島町大塚字南175番１から同市青木島町大塚字宿313番１までの上り線	〃	〃
長野市アークス3222番９から同市若里七丁目928番１までの上り線	〃	〃
長野市大字稲葉字中千田沖2137番２から同市大字稲葉字北村東沖2677番２までの上り線	〃	〃

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年11月11日をもって満了した。

令和７年11月12日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

人事院北海道事務局第二課長　立野　雅彦
人事院東北事務局第二課長　藤谷　康之
人事院関東事務局第二課長　善家　俊介
人事院中部事務局第二課長　川上　洋司
人事院近畿事務局第二課長　宇賀　二郎
人事院中国事務局第二課長　山下　宣英
人事院四国事務局第二課長　田村　倫生
人事院九州事務局第二課長　小野　一敏
人事院沖縄事務所調査課長　穀田　聡

2024年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）
2024年度税務職員採用試験

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８３号

東京都中央区日本橋２丁目１番14号　日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　南三条管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘

1　決定年月日　令和７年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３４号

東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　株式会社ＬＡＢＥＬ

1　決定年月日　令和７年10月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

札幌市厚別区厚別中央三条二丁目四番一三号ビックバーンズマンション新札幌四〇六号室

（甲）合同会社協進

代表社員　太細　克己

札幌市厚別区厚別中央三条二丁目四番一三号ビックバーンズマンション新札幌四〇六号室

（乙）合同会社豊楽

代表社員　太細　克己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　五頁

令和七年十一月十二日

福島県二本松市岡ノ内二七四番地三

（甲）柳沼精工株式会社

代表取締役　渡邊　勝美

福島県二本松市槻木二四一番地

（乙）柳沼プレス工業株式会社

代表取締役　渡邊　勝美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月四日

掲載頁　九十一頁（号外第二四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月四日

掲載頁　九十二頁（号外第二四三号）

令和七年十一月十二日

東京都板橋区板橋一丁目六番五号

（甲）ＬＳ株式会社

代表取締役　山越　尚昭

東京都板橋区板橋一丁目六番五号

（乙）ＬＳ２株式会社

代表取締役　山越　尚昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（甲）合同会社ＴＭＭアセットマネージメント

代表社員　村上　雄久

大阪市北区天神橋三丁目六番五号ベルニー二南森町七〇五号

（乙）合同会社カナリーワーフ

代表社員　村上　雄久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する七件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都豊島区池袋三丁目一番一一―一〇〇六号

（甲）ＢＳアクト開発合同会社

代表社員　ＲＢソーラーオーロラホールディングス一般社団法人

職務執行者　小宮山正治

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ＲＢソーラーオーロラ合同会社

代表社員　ＲＢソーラーオーロラホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する四件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都豊島区池袋三丁目一番一一―一〇〇六号

（甲）ＢＳアクト開発合同会社

代表社員　ＲＢソーラーオーロラホールディングス一般社団法人

職務執行者　小宮山正治

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワーグリット合同会社

代表社員　ブルースカイパワーグリットホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車メーカー及びその関連会社並びに自動車関連企業との取引にかかる事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月九日

掲載頁　二頁

令和七年十一月十二日

東京都千代田区四番町五番地六

（甲）セットインターナショナル株式会社

代表取締役　久野　智嗣

東京都千代田区麹町四丁目三番地一

（乙）セットインターナショナル株式会社

代表取締役　桔梗　正裕

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により南海電気鉄道株式会社（乙、住所大阪市中央区難波五丁目一番六〇号）の鉄道事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日で、同日付で甲の商号を南海電気鉄道株式会社に変更し、乙の商号は株式会社ＮＡＮＫＡＩに変更されます。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/nbj.html

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十二日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

南海電気鉄道分割準備株式会社

取締役社長　大塚　貴裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（広島市南区出島一丁目一番一四号「スーパーハリウッド」）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　山陽新聞

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　二十五頁

（乙）掲載紙　山陽新聞

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　二十五頁

令和七年十一月十二日

岡山市北区駅前町一丁目一番一号

（甲）株式会社新広島企画

代表取締役　千原　行喜

岡山市北区駅前町一丁目一番一号

（乙）株式会社成和

代表取締役　千原　行喜

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社北嶺パートナーズ（札幌市東区北三十一条東十七丁目五番二四号）に対して当社の損害保険の代理業及び生命保険の募集事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年十二月十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hokurei-fudousan.co.jp

令和七年十一月十二日

札幌市東区北二十四条東十七丁目五番二四号

北嶺不動産株式会社

代表取締役　大石　優司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社延田キャピタル（住所大阪市中央区心斎橋筋二丁目一番六号）に対して当社の資産管理部門事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一一七頁（号外第二三七号）

令和七年十一月十二日

兵庫県芦屋市六麓荘町八番一五号

株式会社プラスエヌ

代表取締役　延田　尚弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社スマート計画とし、効力発生日は令和七年十二月十七日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

札幌市中央区北九条西二十三丁目二番一一号―七〇七号　合同会社ｓｅｔｔｅ

代表社員　山根かおり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社玄樹堂とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

宮城県気仙沼市田谷一三番地の一〇

合同会社玄樹堂

代表社員　駒林　大智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ｔａｋｕｍｉ　ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

秋田県大館市櫃崎字大道下一四番地三

合同会社ｔａｋｕｍｉ　ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎ

代表社員　伊藤　拓美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社タクミエナジーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

秋田県大館市櫃崎字大道下一四番地三

合同会社タクミエナジー

代表社員　伊藤　拓美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社タクミエネルギー開発とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

秋田県大館市櫃崎字大道下一四番地三

合同会社タクミエネルギー開発

代表社員　伊藤　拓美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都墨田区太平四丁目一一番四号

合同会社ジェイワン

代表社員　梁　敬模

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区飯田橋二丁目一三―九不二ビル四〇一

晴空合同会社

代表社員　白　羽

令和七年十一月十二日

静岡県静岡市葵区吉野町四―七

合同会社将聖

代表社員　永田　将聖

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

大阪市浪速区敷津西二丁目一〇番一五号至福ビル二〇三号室　日本富士町合同会社

代表社員　木村美沙子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＥＶＥＲＦＬＯＷ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

岡山市中区門田本町三丁目三番一号

ＥＶＥＲＦＬＯＷ合同会社

代表社員　山本　剛士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

愛媛県松山市松前町一丁目四番地一二

大永合同会社

代表社員　大伴タミ子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

福岡市中央区天神二丁目三番一〇号天神パインクレスト七一九号

合同会社ＴＡＰＰＹ

代表社員　坂上　巧真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネックス神泉三〇一　合同会社ＳｎａｐＬｙｎｋ

代表社員　櫛濵　和輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はハッシュテクノロジー株式会社とします。効力発生日は令和七年十二月十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十一月四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

東京都中央区日本橋小伝馬町一六番八号共同ビル四一Ａ　合同会社大乗興業

業務執行社員　高橋　翔太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社我夢車楽とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

新潟県長岡市宝四丁目一番地一一

合同会社我夢車楽

代表社員　佐藤　義則

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社将聖とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九〇〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年１１月１２日

埼玉県飯能市美杉台三丁目一五番地七

株式会社ＲＹＵ

代表取締役　間柴　龍星

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円減少し、減少する資本金全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和７年十二月十九日です。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、令和７年四月二日付官報六十一頁（号外第七十五号）に掲載しております。

令和７年１１月１２日

東京都新宿区神楽坂一丁目三番地

東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社

代表取締役　片寄　裕市

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年四月三十日

掲載頁　八十七頁（号外第九十七号）

令和７年１１月１２日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一六号

ログシス株式会社

代表取締役　田畑　端

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十七億八千三百五十六万六千九百五十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.binance.com/ja/

令和７年１１月１２日

東京都千代田区二番町九―三

Ｂｉｎａｎｃｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　千野　剛司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年１１月１２日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

ＰＣＧＶＩ―１株式会社

代表取締役　西畑　豪人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月八日

掲載頁　五十八頁（号外第一五六号）

令和７年１１月１２日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

大晴株式会社

代表取締役　プン・キン・ワ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十二月二十五日であり、株主総会の決議は、令和７年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年１１月１２日

神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目一七番四号

有限会社ロジエ

取締役　石黒　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十二月三十日であり、株主総会の決議は令和７年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年１１月１２日

富山県小矢部市水牧四四一番地

有限会社エスティー商事

取締役　高沢　儀明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億三千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は、令和７年七月二十三日付官報（号外第一六八号）三〇五頁に公告しています。

令和７年１１月１２日

愛媛県松山市一番町三丁目二番地一

松山総合開発株式会社

代表取締役社長　河野　治広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十億一千四百八十五万六千九百八十円、利益準備金の額を三億三千四百五十九万一千七百四十円減少し、それぞれ九百四十三万二十円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年十一月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和６年十一月二十六日

掲載頁　五十九頁（号外第二七四号）

令和７年１１月１２日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

カフコジャパン投資株式会社

代表取締役社長　平野　智彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億四千七百七十一万七千八百九十九円、資本準備金の額を八億四千七百八十四万六千七百二十八円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.coinestate.co.jp/

令和７年１１月１２日

東京都台東区台東一丁目二四番九号

ＦＩＮＸ　ＪＣｒｙｐｔｏ株式会社

代表取締役　陳　海　騰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金の額を一億八千四百六十三万四千五百三十七円、資本準備金の額を一億八千四百六十三万四千五百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、保険業法の規定に従い、内閣総理大臣の認可を受けられることが効力発生の前提となります。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sony-sasti.jp/aboutus

令和７年１１月１２日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

ソニー少額短期保険株式会社

代表取締役　小泉　洋夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円、資本準備金の額を一億三千万円減少し、それぞれ二千万円、〇円とすることにいたしました。効力発生日は令和７年十二月二十六日であり、株主総会の決議は令和７年十一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年１１月１２日

東京都狛江市中和泉二丁目一番五号

株式会社狛大

代表取締役　大久保清一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百七十九万四千四百八十八円、資本準備金の額を一億七千六百七十九万四千四百八十八円減少し、それぞれ一千万円、零円とすることにいたしました。

また、令和七年八月十五日から令和七年十二月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円、零円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十二日

東京都墨田区太平四丁目一番三号オリナスタワー一七F

株式会社ペッパーフードサービス

代表取締役　一瀬　健作

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千七百二十二万五千円、資本準備金の額を三億四千七百二十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十五頁（号外第一六三号）

令和七年十一月十二日

静岡県裾野市今里四九〇番一

株式会社あいおいニッセイ同和自動車研究所

代表取締役社長　加川　克仁

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日を基準日と定め、同日午後四時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十二日

新潟市中央区弁天橋通一丁目四番一七号

株式会社やひこドリーム

代表取締役　星野孝一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月十二日

愛知県名古屋市港区十一屋一丁目一五番地

株式会社井桁藤

代表取締役　岡田　尊志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

栃木県宇都宮市台新田一丁目一八番九号

城南産業株式会社

代表取締役　川俣　真也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

静岡県浜松市中央区大人見町二五一〇番地

株式会社静岡県セイブ自動車学校

代表取締役　早川　和幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

静岡県浜松市中央区小池町八七一番地

一色機材株式会社

代表取締役　一色　哲已

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

大阪府池田市上池田二丁目二番四一号

中外建商株式会社

代表取締役　早川　文章

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

福岡市博多区博多駅前三丁目一六番一〇号

川岸興産株式会社

代表取締役　工藤　健二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田玉清が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

大阪府堺市北区南花田町三八二番地八

吉林省君湛商貿有限公司

日本における代表者　田　玉　清

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である三好雅毅が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十二日

広島市中区国泰寺町一丁目三―一三

株式会社ＭＭ

日本における代表者　三好　雅毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千五百二万七千四百八十五円減少し百六十五億八千二百四十五万五千七百八十円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000907/t5k4/

令和七年十一月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＫＲＦ６７特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千七百万円減少し十八億六千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000806/3qv5/

令和七年十一月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ティエムピー・ワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百万円減少し二十億一千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000807/au94/

令和七年十一月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ティエムピー・ツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千九百万円減少し九億一千四百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000080８/9uj7/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・スリー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千百万円減少し三億三千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000080９/hf26/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・フォー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千三百万円減少し五億八百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000081０/xp35/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・ファイブ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千八百万円減少し二十二億九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000086８/76sb/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケーワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千九百万円減少し二十億七千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000086９/9dj8/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケーツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千九百万円減少し十九億五千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000087０/j4c7/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケースリー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千百万円減少し二十億千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000100３/p4o2/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エーワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千七百万円減少し二十二億三千四百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000100４/o7x3/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エーツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千二百万円減少し三十四億七千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000101９/in38/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エースリー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百万円減少し十八億四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000100６/v43/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケンドウワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千六百万円減少し二十二億千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000100７/ov25/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケンドウツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千七百万円減少し二十億四千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000100８/6ad2/

令和７年１１月１２日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケンドウスリー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一六四頁（号外第一九一号）

令和７年１１月１２日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ２３ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し金十二億四千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　七十五頁（号外第二〇七号）

令和７年１１月１２日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アースタックス税理士法人内

厚木ロジ特定目的会社

取締役　中村　武